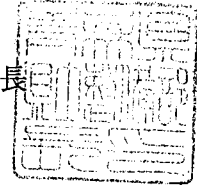




青監第1232号
平成31年3月1日

一般社団法人 青森県建設業協会 会長 殿

青森県県土整備部長



消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事
及び建設関連業務の取扱いについて

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、標記について、別添のとおりパンフレットを作成し、取り扱うこととしたので、貴会会員の建設業者に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

(担当)

青森県県土整備部監理課

建設業振興グループ 小松

直通電話 017-734-9640

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事及び建設関連業務の取扱いについて

I 消費税及び地方消費税の税率の適用について

1 税率の適用時点

課税資産の譲渡等をした時、つまり、契約を締結した日ではなく、「引渡しの日」時点での税率が適用されます。ただし、当初契約日が平成31年3月31日以前の場合と平成31年4月1日以後の場合とでは取扱いが異なりますので留意してください。（議会の議決を経る案件の場合は、仮契約日となります。）

◇物の引渡しを要するもの・・・目的物の全てを完成し、相手方に引き渡した日

◇物の引渡しを要しないもの・・・約した役務の全ての提供を完了した日

※下請工事の場合においても、「引渡しの日」を明確にする必要があることから、必ず書面により「引渡しの日」を行うようにしてください。

2 税率の適用事例

建設工事における税率の経過措置等の主な適用事例は、下表のとおりとなります。
建設関連業務においても同様となります。

◎ 当初契約日が平成31年3月31日以前の場合

①引渡し日が平成31年9月30日まで	留意事項
<p>請負代金・税率8%</p> <p>契約日 H31.4.1 引渡日 H31.10.1</p>	

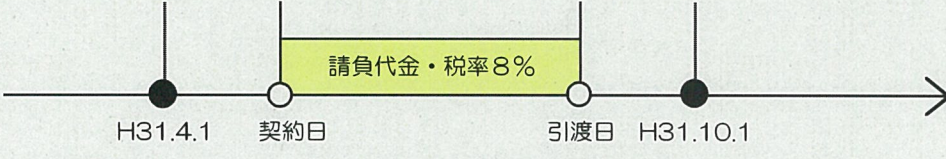
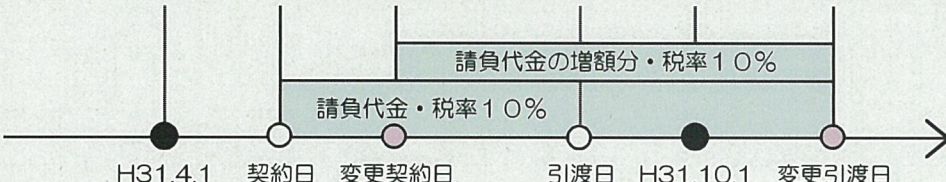
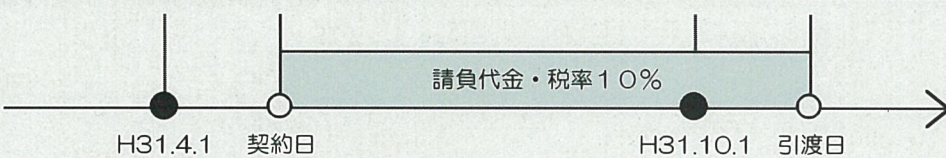
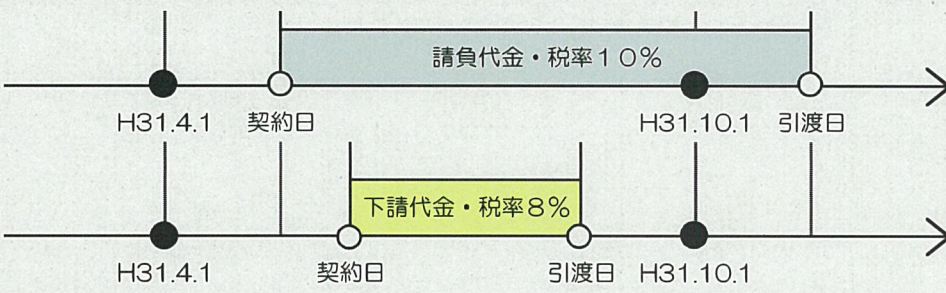
②引渡し日が平成31年10月1日以後	留意事項
<p>請負代金・税率8%</p> <p>契約日 H31.4.1 引渡日 H31.10.1</p>	<p>【受注者】 発注者へ提出する、完成払の請求書余白に「税率等の経過措置の適用を受けたものである。」と記載すること。</p>

設計変更に伴う増額変更

【変更内容】	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・変更契約日が平成31年4月1日以後となる。 ・工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となる。 <p>図は、①の場合を例としたイメージ</p> <p>請負代金の増額分・税率10%</p> <p>請負代金・税率8%</p> <p>契約日 H31.4.1 変更契約日 引渡日 H31.10.1 変更引渡日</p> <p>※工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となり、設計変更の内容が請負代金の減額となる場合、税率は8%が適用されます。 ※税率10%が適用される請負代金の増額分とは、平成31年10月1日以後に引渡しとなる請負代金の総額のうち、平成31年3月31日時点での請負代金の総額を超えた額になります。</p>	<p>【発注者】 請負代金の増額分のみが税率10%となる。</p> <p>【受注者】 発注者へ提出する、完成払の請求書余白に「税率等の経過措置の適用を受けたものである。」と記載すること。</p>

【参考】上記②の工期中に締結した下請工事について	留意事項
<p>請負代金・税率8%</p> <p>下請代金・税率10%</p> <p>契約日 H31.4.1 引渡日 H31.10.1</p> <p>H31.4.1 契約日 H31.10.1 引渡日</p>	<p>【受注者】 左記の下請工事（契約日：平成31年4月1日以後・引渡日：平成31年10月1日以後）の税率は10%となります。 ※この場合、元請は、確定申告により消費税が還付されることがあります。詳細については、税務署へお問い合わせください。</p>

◎ 当初契約日が平成31年4月1日以後の場合

<p>③引渡し日が平成31年9月30日まで</p> 	<p>留意事項</p> <p>【発注者】 完成日が平成31年10月1日より前であっても、引渡し日が平成31年10月1日以後の場合は、税率が10%となるので注意してください。</p>
<p>設計変更に伴う増額変更</p>	
<p>【変更内容】・工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となる。</p>  <p>※工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となり、設計変更の内容が請負代金の減額となる場合も、税率は10%が適用されます。 ※引渡し日が平成31年10月1日以後となる原因が、受注者の責めに帰する理由による場合、税率は8%が適用されます。</p>	<p>留意事項</p> <p>【発注者】 請負代金の総額が税率10%となる。</p>
<p>④引渡し日が平成31年10月1日以後</p> 	<p>留意事項</p>
<p>【参考】上記④の工期中に締結した下請工事について</p> 	<p>留意事項</p> <p>【受注者】 左記の下請工事（引渡し日：平成31年9月30日以前）の税率は8%となります。 ※納付税額の算定等については、税務署へお問い合わせください。</p>

II 前金払・部分払について

建設工事の前金払（中間前金払を含む。）及び部分払については、適用される消費税率にかかわらず、受注者からの請求時点の請負代金の総額を基に算定することとします。
建設関連業務の前金払についても同様となります。

III 消費税の価格転嫁等に関する相談窓口について

- ◇消費税価格転嫁等総合相談センター
専用ダイヤル：0570-200-123 URL：https://www.tenkasoudan.go.jp
【受付時間】平日9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
- ◇建設業法令遵守推進本部
駆け込みホットライン：0570-018-240
- ◇青森県県土整備部監理課建設業振興グループ
直通：017-734-9640